

みんなのまちづくりニュースレター

「協働のまちづくり基本条例」案

市民会議から中村市長へ答申



中村八戸市 へ答申書を手渡す前山議長

市民会議議長・

条例委員会委員長

前山 総一郎

全国の先進市で取り組まれていく各種の自治基本条例づくり。新幹線がつかがり新たな息吹がこる本市で、先進的な「八戸市協働のまちづくり基本条例」案が策定され、去る七月十六日に市長に答申されました。

この条例案は、人口二十万人以上の市では東北初の本格的なものとして着目され、具体的には三つの点で大きな特徴があり、全国的にも着目されています。

第一は、「協働」をその哲学としてしていることです。それは、市民・行政・市議会などが自立し、対等な立場での協力によって、最も市民に満足のゆく、民主的かつ効率的な行政・自治運営を実現しようというものです。

具体的に、地域コミュニティ自

治の推進の条項を盛り込んだり、市民やNPO振興などの提案が市の政策形成の段階に反映・採用されるための「政策提案制度」などを盛りこみました。

第二は、市民会議委員達があえて生活感覚・市民感覚を最大限に活かすために、事務局（市民連携課）から原案をもらわずに、一年をかけて三十回も集まって独自に勉強して条例案をつくりあげたことです。第三に、全国で初めて、条例案を具現化するために、「市民活動促進指針」「地域コミュニティ振興指針」づくりを、いわば三点セットでとりくんだことです。

条例案は、法文的検討などで多少ことばの変更があるかもしれませんが、「市民の提言が政策に反映されるべき」と言う民主主義の根本「は誰も否定できない」ことです。これを骨太の趣旨とする本条例案。これが、今後市議会での審議を通して実現することを切に願っています。またそれにより、今後いずれ個別の条例などにより具体的な実効性が与えられるものと確信しています。市民会議委員の意思が、最大限に尊重されるよう望んでいます。

条例案の概要

目指すもの

皆さんは、自分たちの住むまちをより魅力的で、安心して暮らせるまちにしたい、子どもたちが夢と希望を持って成長できるまちであってほしい、誇りを持って暮らせるまちであってほしいと考えることはないでしょうか。

あるいは、「自分たちのまちをこんなまちにしたい」とか、「自分の住む地域でこんなことができたらいいな…」などと考えたことがあるのではないのでしょうか。

この条例案は、より良い地域社会を築きたいというみんなの思いをつなぎ、「みんなの手」でその思いを実現していける仕組みづくりを目指しています。

つまり、市と市民と事業者が「協働」でまちの将来を考え、まちづくりを進めていくための新しいルールとするためにこの条例案を考えました。

現代社会は、生活様式も価値観も多様化する中で、適切な役割分担のもと、知恵を出し合い、協力し合う仕組みが必要とされているのではないのでしょうか。

「条例案の特徴」

市民主体のまちづくりの基礎とするもの

「協働」による市政運営の基礎とするもの

様々な人々の思いをつなぎ、形にすることを目指すもの

条例案の内容

市民会議が答申した条例案は前文のほか全26条で構成されています。

この案は、八戸市のまちづくりの基本理念を明確にし、市と市民及び事業者との協働によるまちづくりと行政運営の原則を定めています。

ます。主な内容は次のとおりです。

前文

前文では、「市民である私たちは、まちづくりの主体として、自らの役割を自覚し、主体的にまちづくりに参加していくことが必要」とし、「地域の特色を生かし、地域自らの意思と判断によってまちづくりを進めることが求められること」を明示するとともに、「市政は市民の信託に基づくものであることを確認し、市と市民、事業者がそれぞれ社会に果たす役割を認識し、協働によってまちづくりを推進することを市政運営の基本とする」ことを確認しました。

条例の目的

市民主体のまちづくりを推進し、魅力ある個性豊かな地域社会の実

現を図ることをかかっています。

条例の位置づけ

この条例は市政運営の基本となることから、他の条例を定めるような場合や政策の立案の際には、この条例を最大限尊重するよう、条例の位置づけを定めています。

責務

責務では、市や市長、議会の責務のほか、市民の権利、子どもの権利などを定めています。

特に市民の権利と責務においては、市民がまちづくりの主体であることを明示するとともに、子どもにもその年齢に応じたまちづくりへ参加する権利があることをかかっています。

情報共有の原則

まちづくりの基本理念を実現するためには、情報共有が重要であることや事業の実施や政策等の立案の際には、事後ばかりではなく、事前にもきちんとした説明が必要であることなども明示しました。

協働の手法

この部分では、市民と行政が協力しあうための具体的な手法を定めています。たとえば、多様な意見を求めるためのパブリック・コメント制度や市に対して政策や事



業の提案を行うことができる政策提案制度、委員の公募制の充実などを掲げました。

また、市民参加の最終手段としての市民投票も条項を設けています。

《協働の推進》

協働を進め、適切な役割分担に基づく、地域社会を構築していくため、市民活動や地域コミュニティ活動を推進することを盛り込みました。また、それぞれの地域が特色を生かした地域づくりを進めていけるよう、地域コミュニティ自治の仕組みづくりを進めていくことも掲げました。

これらのほか、協働によってまちづくりが進められているかどうかを検証する評価制度なども盛り込んでいます。

私たち市民会議の委員は、この条例案が生かされ、市民の意思が反映されるまちづくりが進むことを心から願っています。



委員からの メッセージ

■ 市長への答申を終えて

八戸市協働のまちづくり市民会議が組織され会議を重ねること約一年、この七月十六日に無事、協働のまちづくり基本条例案について、市長に答申を終えることができました。条例検討委員会では、条例とは・まちづくりとは・協働とは何かから始まり、アンケート調査やワークショップをしながら、市民の皆さんの声を基に、八戸市協働のまちづくり基本条例案をつくりあげてきました。今後進んでいくであろう住民自治、難しい言葉ではなく、私達市民ひとりひとりが自分の住んでいる街を安心に暮らせるよう、自分たちの手で作りあげていく。その為には今後、市民と行政との協働が一番に必要だと思われまます。これからこの条例案が無事制定されることを願い、私も市民のひとりとして、協働のまちづくりに参加し、

愛する八戸を次の世代へと引き継いでいきたいと思えます。
(平間 恵美)

■ パブリックコメントへの願い

「パブリックコメント」とは市民に対し、公共事業等の計画実施について事前に説明を行い、意見を求め、その結果を政策に反映させていくというものです。住民自治を実現するための協働の手法としてパブリック・コメント制度はとても重要なものです。子どもにも、お年寄りにも分かりやすい言葉遣いを心がけたいとしていた委員一同、耳慣れない新しい言葉に戸惑い、他にふさわしい日本語はないか「パブリック・コメントを一言で言い表すのは難しい」など頭を悩ませました。長い議論を重ねた結果、新しい言葉を知ってもらいたい、そして、意

思決定段階での市民の参加がとて重要であり、パブリック・コメントの一連の手続きがその市民の参加を保証してくれることを理解してほしい。と敢えてこのままの表現にしました。

知らないからと関心の無かった八戸のことも、知ることで新たなことに気づき、自分でもいろいろ考えるようになりました。まちづくりは決してひとりではできないことではなく自分のためだけでなく、自分以外の誰かのためでもなく、自分を含めた全ての市民の幸せのために、ひとりひとりが参加する意思を持つことを願っています。
(東山 光子)

■ 市民投票条項への思い

条例案には、八戸市民が行政と市民が協働しながら豊かで安心して暮らせる「まちづくり」のため、前文・各条項が盛り込まれて



います。

私たち市民の政治への参加は選挙(間接民主制度)の投票などに限られており、重要な政策に「市民の意見がなかなか反映されていない。」という声がワークショップなどで聞かれました。

この条例案の中の「市民投票」の条項は、自治体が独自で、市民生活に係わる重要な事項については、市民の直接判断が可能となる制度として考えたものです。

市民主体のまちづくり(住民自治)を目指す市民の意思を確認するための最終手段として、市民投票を制度的に保障する必要があるという市民の声が多くなっています。市民投票は、主権在民と「住民自治」の実践化を進めるとともに地域の活性化に通じるものと考えます。

こうした市民の思いが盛り込まれた条例が制定されることを、これまで長い時間をかけて検討してきた一人として心待ちしています。

(池田 光則)



市民も市政に提案したい

八戸市を含む市町村合併が行われ、議員の在任特例制度が適用されると議員報酬がかさむという新聞記事やニュースを覚えていらっしやる方もいるでしょう。私たち市民が選んだ議員の給料は私たちの税金で支払われており、それが財政を苦しめる理由の一つというのはなんとも皮肉な気がします。

さて、今なぜ住民自治が大切で、市民の声を市政に届ける必要があるのでしょうか。それは、市民の税金が市政を支えているからであり、ひとり一人の税金を無駄なく必要なところに使って欲しいからです。そのためには、陳情型の地域づくりではなく、また押し付けの行政でもなく、市と市民が協働で市民生活のために何かをするところが大切なのです。

個人の利益ではなく、そこに住む人達が居心地のよい安心して暮らせるまちにするためには、市民の思い・提案を市政に反映するシステムが必要です。私たち委員は、たとえ一人の意見であってもまちづくりに重要であれば、市政にその声が反映されるような「政策提

案制度」が必要だと考え、実現するようにと願ってこの条例案に盛り込みました。

(宮崎 菜穂子)

協働のまちづくり 基本条例案答申を終えて

やっと一安心。取りあえず、スケジュール通りに答申を終えられました。

一年前から取り組み、委員の皆さんの情熱に引かれ事務局長の職員の皆さんの協力のもと、本当に市民の側からの意見を通してもらえた物に出来たかなという思いです。

そもそもなぜ今協働なのか、行政まかせにしてきた市民の側と国の方ばかり気にしてきた市の側が本来あるべき姿を取り戻すようお互いに真の意味での協働が出来るようこの条例が役立つ事を望みます。

また自分自身も、自覚をもった行動をと改めて気付かせてもらえた良い機会に恵まれたことを感謝いたします。

(新田 康介)

【編集後記】

おかげ様で、約三十回にもわたる会議の末、条例案を答申することができました。応援してください。また、今回の記事は市民会議条例委員会が担当しました。熱意が伝われば幸いです。

【お問合せ】

協働のまちづくり市民会議事務局
(八戸市市民生活部市民連携課)
〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号
Tel 0178-43-2111 内線 627
Fax 0178-47-0746
E-mail renkei@city.hachinohe.aomori.jp

「協働のまちづくり」

市ホームページに掲載

答申書の全文など、協働のまちづくりについて紹介しています。

<http://hachinohe.aomori.jp/machimachidukuri/index.html>

